

米国・英国の建設分野における包括的調達手法



総合技術政策研究センター 建設マネジメント技術研究室
 室長 森田 康夫 研究官 佐渡 周子

(キーワード) 数量未確定契約、ID/IQ、フレームワークアグリーメント

1. はじめに

国土交通省直轄工事の調達には、現在、一般競争入札、総合評価落札方式をほぼ全てに適用し、調達手法が画一的な入札契約制度となっている。一方、欧米諸国では、多様な調達手法が用いられている。

国総研では、我が国の公共調達の改善に資するため、このような海外の調達手法の調査を行っており、本稿では、包括的調達手法について報告する。

2. 米国での ID/IQ

連邦調達規則に、未確定調達契約 (Indefinite-Delivery Contracts) の一つとして、数量未確定契約 (Indefinite-Quantity Contracts) が規定されている。数量未確定契約は、一般に ID/IQ と呼ばれ、調達時期、数量ともに未確定で包括的な契約を締結するものであり、陸軍工兵隊 (治水施設等)、連邦道路庁においても用いられている。

ID/IQ 契約は基本契約、これに基づく個々の発注はタスクオーダー (以下「TO」という) と呼ばれる。

基本契約、TO の手順を図に示す。基本契約の要請書では、基本契約と TO 両者の最大、最小の数量 (総額) が示される。落札基準は、基本契約がベストバリューのトレードオフ (価格と技術の総合評価)、TO では最低価格が多く用いられている。基本契約要請書において、初回 TO を提示し、基本契約の落札者の特定と同時に初回 TO の落札者を特定するケースが多くみられる。

契約期間は最大で 5 年間で多く、当初の基本契約を 1 年 + オプションとし、更新契約を行うことが多い。

3. 英国でのフレームワークアグリーメント

EU 公共調達指令 2004/18/EC にフレームワークアグリーメント (以下「FA」という) について規定され、FA とは、一者又は複数の発注者と一者又は複

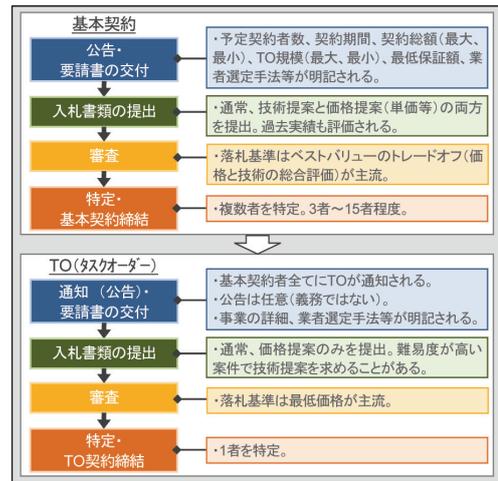


図 米国 ID/IQ の s フロー

数の事業者が、FA の対象個別案件を発注する際の契約条件に合意するものと定義されている。合意期間は原則 4 年までとされ、複数の事業者と契約する場合は 3 者以上と規定されている。英国は本指令と同等の規定を公共契約規則に定めている。

英国での FA の落札者の特定は、通常の単独案件の調達と同様に行われ、最も経済的に有利 (最低価格ではない) な者を落札基準とする場合が多い。FA に基づく個別の発注案件 (Call-off と称される) は、公告の義務はなく、Call-off の特定は、発注者が合意した内容で最も適切な事業者が判断出来る場合は入札を行わずにその者と (随意) 契約が可能であり、そうでない場合は簡易入札により事業者を選定する。

4. おわりに

包括的調達手法は、米国、英国ともに工事、維持管理等に用いられている。現在、国土交通省では特例的に災害協定で包括的な手法が用いられているが、より広くこのような手法が有用になり得ると考える。